本号で公布された法令のあらまし

◇電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第二三七号）

（総務省）

一　国立研究開発法人情報通信研究機構法施行令の一部改正関係

国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成一一年法律第一六二号。以下「法」という。）附則第一一条の審議会等で政令で定めるものは、情報通信行政・郵政行政審議会とすることとした。（第一条関係）

二　総務省組織令の一部改正関係

情報通信行政・郵政行政審議会は、平成三六年三月三一日までの間、法附則第一一条の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理することとした。（第二条関係）

三　施行期日

この政令は、電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（平成三〇年法律第二四号）の施行の日から施行することとした。

◇独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二三八号）（内閣官房）

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律（平成三〇年法律第四一号）の施行期日は平成三〇年一二月一日とし、同法附則第一条第一号に掲げる規定の施行期日は同年八月二〇日とすることとした。

◇独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第二三九号）

（内閣官房）

一　独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法施行令の一部改正関係

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成一七年法律第一〇一号）第三二条の二の審議会等で政令で定めるものは、情報通信行政・郵政行政審議会とすることとした。（第一条関係）

二　総務省組織令の一部改正関係

1　情報流通行政局郵政行政部企画課の所掌事務に独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の行う郵便局ネットワーク支援業務に関することを追加することとした。

2　情報通信行政・郵政行政審議会の所掌事務に独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の規定に基づき情報通信行政・郵政行政審議会の権限に属させられた事項を処理することを追加することとした。（第三条関係）

三　情報通信行政・郵政行政審議会令の一部改正関係

情報通信行政・郵政行政審議会郵政行政分科会の所掌事務に独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の規定に基づき情報通信行政・郵政行政審議会の権限に属させられた事項を処理することをつかさどることを追加することとした。（第四条関係）

四　この政令は、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律（平成三〇年法律第四一号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成三〇年八月二〇日）から施行することとした。

政　令

電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年八月八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百三十七号

電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

（国立研究開発法人情報通信研究機構法施行令の一部改正）

第一条　国立研究開発法人情報通信研究機構法施行令（平成十六年政令第十三号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の一項を加える。

（法附則第十一条の審議会等で政令で定めるもの）

2　法附則第十一条の審議会等で政令で定めるものは、情報通信行政・郵政行政審議会とする。

（総務省組織令の一部改正）

第二条　総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

附則第十八条第一号中「附則第二十三条」を「附則第二十三条第一項」に改める。

附則第二十三条に次の一項を加える。

2　情報通信行政・郵政行政審議会は、第百二十五条第一項及び前項に定めるもののほか、平成三十六年三月三十一日までの間、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）附則第十一条の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

附　則

この政令は、電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

総務大臣　野田　聖子

内閣総理大臣　安倍　晋三

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年八月八日

内閣総理大臣　安倍　晋三